

参考資料2-1 てんかん用

【診断書記載要領】 ※ 診断書と一緒に医師の方に渡してください。

2 医学的判断

- 病名
- 総合所見（現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など）

- 意識障害の有無（有・無） 運動障害の有無（有・無）
※ 意識障害・運動障害を伴う発作の有無についてそれぞれ該当するものを○で囲んでください。
- 最終発作日 年 月 日
※ 意識障害又は運動障害を伴う発作がある場合、最終発作日を記載してください。

〈病名〉

- 病気とは認められない旨の診断である場合には、「○○の症状（状態像）があるが、病気とは認められない。」等と記載する。
- てんかんの確定診断ではないものの、その症状等から「発作のおそれの観点から運転を控えるべきである。」と判断される場合、「意識消失発作」等と記載する。

〈総合所見〉

- 3の意見を導く根拠となる症状や経過、脳波検査結果等を具体的に記載する。

〈意識障害の有無・運動障害の有無〉

- 意識障害・運動障害を伴うてんかん発作の有無について該当するものを○で囲む。

〈最終発作日〉

- 意識障害・運動障害を伴う発作が「有」の場合、その最終発作日を記載する。
- 意識障害・運動障害を伴わない単純部分発作の場合は、記載不要である。

3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見

- (1) 発作が過去5年以内に起こったことがなく、今後も発作が起こるおそれがないと認められる。
- (2) 発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後（ ）年程度であれば発作が起こるおそれがないと認められる。
- (3) 1年間の経過観察の後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがないと認められる。
- (4) 2年間の経過観察の後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがないと認められる。
- (5) 6か月（ ）以内に上記(2)・(3)・(4)のいずれかと診断できることが見込まれる。
※ 6か月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、（ ）内に1～5の整数を記載してください。
- (6) 上記(1)から(5)のいずれにも該当しない。（該当する要因に☑印）
 - 過去2年以内に発作を起こした。
 - 今後発作を起こすおそれがある。
 - その他（ ）

〈現時点での病状（改善の見込み等）についての意見〉

- 運転適性は、複雑部分発作など自動車の安全な運転を妨げる発作（意識障害・運動障害を伴う発作）が2年以上抑制されていることが前提となる。

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。
- (1)～(6)のいずれかを丸で囲む。
- (2)の場合、括弧内の年数を記載する。なお、公安委員会は、基本的に括弧内の期間経過後に病状を確認することとなる。
- (3)の場合も複雑部分発作など自動車の安全な運転を妨げる発作が2年以上抑制されていることが必要となる。
- (5)において6か月よりも短い期間で判断できる見込みがある場合には、括弧内に当該期間(1か月～5か月)を記載する。
- 一度(5)の判断をした者について再度(5)の判断をする場合には、「2 総合所見欄」又は「4 その他特記すべき事項欄」に、前回の見込みが異なった理由(環境要因の変化等)を具体的に記載する(この記載がない場合又は合理的な理由が示されていない場合には、(6)の意見として扱うこととなる可能性がある。)
- (6)の場合、チェックボックスの該当するものを☑し、必要があれば内容を記載する。

4 その他特記すべき事項

- 施行した検査等、参考となる事項を記載する。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。
 病院又は診療所の名称・所在地
 担当診療科名
 担当医師名

年 月 日

- 「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医との意であり、通常診断書では「主治医」のみを○で囲む。
- 日本てんかん学会専門医である場合、診療科名横などの空いているスペースにその旨記載する。

作成される医師の方へのお願い

- ・ 最終的な運転の可否判断は公安委員会が行いますので、医学的観点から診断し記載してください。
- ・ 診断書様式は、愛媛県警察ホームページ上「運転免許に関する各種ご案内」にも掲載していますので、そちらを使用し、パソコンで作成していただいても大丈夫です。
- ・ 診断書のことでご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。
 愛媛県警察本部 運転免許課 安全運転支援係 (適性検査担当)
 TEL : 089-934-0110 (県警代表番号)